

機械の回収・改善命令制度の概要(安衛法第43条の2)

概要

動力プレス機械など一定の危険を有する機械等は、国の定める規格を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置できないが、実際には規格を具備しない機械等が流通、使用されている事例がある。この場合、国(厚生労働大臣又は都道府県労働局長)が譲渡者等(製造者又は輸入者)に対して、当該機械等の回収又は改善を図ることを命ずることができることとされている。

(行政による公表規定はない。)

厚生労働本省又は都道府県労働局

- ①労働災害の発生等を端緒に、規格を具備しない欠陥機械を把握
- ②譲渡者等に対して、回収・改善を命令
- ③履行状況の確認

譲渡者等

国が定める規格を具備しない機械等を製造、譲渡(販売)

ユーザー

左記機械等を設置、使用
※労働災害の発生のおそれ

労働安全衛生法令における機械等の規制一覧

NO.	略号	機械等の種類	機械等の例	主な規制内容	根拠法令	措置義務者	構造規格の有無(※1)	機械等の譲渡、貸与者に対する回収、改善命令制度の有無(根拠法令)	過去10年(平成15年から平成24年まで)の回収・改善命令の実績(※2)
1	A	特定機械等	ボイラー、クレーン等8種類	製造許可、製造時等検査	安衛法37条、38条、各構造規格	製造者・輸入者	○	不要	0
2	B	検定対象機械等	①個別検定対象機械等(小型ボイラー等)4種類 ②型式検定対象機械等(プレス機械、防じんマスク等)12種類	①個別検定 ②型式検定	安衛法42条、44条、44条の2、各構造規格	製造者・輸入者、譲渡、貸与、設置を行う者	○	○ (法43条の2)	4
3	C	自己認証対象機械等	法第42条の厚生労働大臣が定める構造規格を具備すべき機械等のうちB以外のもの(建設機械、フォークリフト等)34種類	構造規格の具備	安衛法42条、各構造規格	譲渡、貸与、設置を行う者	○	○ (法43条の2)	12
4	D-1	動力により駆動される機械等	作動部分上の突起物、動力伝導部分又は調速部分を有する全ての機械等 例:機械の回転軸に附属する止め金具が突出しているもの。使用中に作業着、手袋などが巻き込まれるおそれがある。	作動部分上の突起物等の防護措置	安衛法43条、安衛則25条	譲渡、貸与又はこれらの目的で展示を行う者	×	×	(38)
5	D-2	D-1以外で安衛則で規定のある機械等	例:工作機械	覆い・囲い等種類に応じて多岐に及ぶ	安衛法20条、各安衛則	事業者(機械等の設置者)	×	×	(3)
6	E	未規制機械等	—	—	×	×	×	×	0

(※1) 有無の欄については、有りを「○」、無しを「×」としている。
(※2) 括弧内は、回収・改善命令ではなく行政指導を行った件数。

現行の機械等に対する規制体系

<機械等の種類と規制対象>

<機械等の構造等に係る規制>

<回収・改善制度>

A: 特定機械等
<製造者等に規制>

B: 個別検定対象機械等
型式検定対象機械等
<製造者等、譲渡者等に規制>

C: 自己認証対象機械等
<譲渡者等に規制>

D-1: 安衛則で規定のある機械等(その①)
<譲渡者等に規制>

D-2: 安衛則で定めのある機械等(その②)
<機械等のユーザー(事業者)に規制>

E: 未規制機械等

構造規格

労働安全
衛生規則

なし

回収・改善に係る制度はないが、
安衛法違反による司法処分あり

回収・改善命令
(安衛法
43条の
2)

論点1

回収・改善命令
の範囲
をどう考
えるか。

論点2

回収・改善
を促進させ
るために
公表につい
てどう考え
るか。

参考資料（消費生活用製品安全法の公表制度について）

1 消費生活用製品安全法における公表

規制対象	一般消費者用の製品 (主として一般消費者の生活の用に供される製品。なお、別法律で規制されている製品を除く。)
国による公表	○重大製品事故(※)を起こした製品を公表(平成18年法改正で創設) (※) 重大製品事故：死亡、障害の残る負傷等、CO中毒、火災
国による命令	○重大製品事故を起こした製品(平成18年法改正で創設)に対する情報収集などのための体制整備命令、回収などのための危害防止命令

2 消費生活用製品安全法と労働安全衛生法の規制対象の相違点

- (1) 産業機械は、一般的にある程度の危険性を有するものであり、その使用者は一定の資格者や各種安全衛生教育を受けた者であるため、災害が起こった際の機械の欠陥の有無の判断は難しい面があること。
- (2) 産業機械は、機械ユーザーからのオーダーメイドにより機械メーカーが製造する場合や産業機械の流通段階での改造や機械ユーザーが機械等を改造する場合もあり、災害が機械メーカーの責任ではない場合があること。
- (3) 産業機械は、機械メーカーが機械ユーザーを把握し、アフターサービスを行っている場合もあるため、このような場合、機械メーカーの責任で、欠陥のある機械を短期間で全数改善可能な場合もあること。

事例2 回収・改善命令対象機械(C)であるが、販売数が多いため、それを促進させる方策の充実が必要と考えられる事例

2 鉄道レール切断用研削盤

- (1) 機械等の欠陥の状況：平成24年3月、回転する砥石の覆いが不十分で、研削盤等構造規格に違反しており、割れた砥石が付近にいた労働者の左足に当たり負傷した。(左足ふくらはぎ・左下腿挫創で休業1ヶ月程度の被災)
- (2) 違反状況：研削盤等構造規格違反
- (3) 同種機械の販売状況：1,941台
- (4) 改善状況：平成25年5月現在、1,418台
改善済み

事例1 回収・改善命令対象機械以外(D-1)であるが、譲渡者に規制している労働安全衛生規則第25条に係る違反により災害が発生し、製造者による回収・改善が必要だった事例

1 給餌機 ※鶏などに自動で餌を与える機械

(1) 機械等の欠陥の状況：平成20年8月、機械の回転軸に附属する止め金具に覆いがなく、労働者が作業中に、右手の軍手が巻き込まれた。(右手骨折で休業1ヶ月程度の被災)

(2) 違反状況：労働安全衛生規則第25条違反

(3) 同種機械の販売状況：

販売台数は不明であるが、特定できたものは74台

(4) 改善状況：行政指導により平成21年7月、特定できた上記の74台について措置済み

論点1 機械等の回収、改善命令の範囲について

- 1-1 機械等の回収・改善を図るため、回収・改善の対象範囲の拡大について検討することが必要ではないか。
- 1-2 機械等の回収・改善命令の対象範囲を広げる場合、どこまで広げるべきか。
機械譲渡者等に義務付けている法43条違反の機械等(D-1)の機械等に回収・改善命令の必要がある事例が多発している。
なお、D-1以外の機械等については、機械譲渡者等に機械等の安全措置を義務付けしていない。
- 1-3 機械等の回収・改善命令の対象範囲を広げる場合、関係業界や専門家に意見を聞く必要はないか。

論点2 機械等の回収・改善の促進について

2-1 機械等の回収・改善を促進する観点から、公表を含めた対策について検討することが必要ではないか。

2-2 機械等の回収・改善を促進するためには、消費者の例にならない公表を行うことが有効ではないか。ただし、以下の点について、留意する必要がある。

産業機械は、機械ユーザーからのオーダーメイドにより機械メーカーが製造する場合や機械ユーザーが機械等を改造する場合もあり、製造メーカーに責任がない場合があること。

また、産業機械は、機械メーカーが機械ユーザーを把握し、アフターサービスを行っている場合もあるため、機械メーカーの責任で、欠陥のある機械を短期間で全数改善可能な場合もあること。

2-3 これらの検討にあたっては、関係業界や専門家の意見を聞く必要はないか。